

第 9 期 決 算 公 告

平成23年6月22日

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
 取締役社長 佐藤 康博

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	9,950,913	預 渡 性 預 金	79,233,922
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	375,716	債 券	9,650,236
買 現 先 勘 定	7,467,309	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	740,932
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	6,541,512	売 現 先 勘 定	5,095,412
買 入 金 銭 債 権	1,667,808	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	11,656,119
特 定 取 引 資 産	13,500,182	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,488,585
金 銭 の 信 託	122,267	特 定 取 引 負 債	226,167
有 価 証 券	44,782,067	借 用 金	7,652,811
貸 出 金	62,777,757	外 国 為 替	15,969,385
外 国 為 替	977,465	短 期 社 債	167,670
金 融 派 生 商 品	5,102,760	社 債	585,497
そ の 他 資 産	2,754,017	信 託 勘 定 借	5,110,947
有 形 固 定 資 産	947,986	金 融 派 生 商 品	1,045,599
建 物	321,987	そ の 他 負 債	4,599,579
土 地	475,869	賞 与 引 当 金	3,053,136
リ ー ス 資 産	14,922	退 職 給 付 引 当 金	39,336
建 設 仮 勘 定	28,777	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	35,615
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	106,430	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	2,239
無 形 固 定 資 産	442,922	偶 発 損 失 引 当 金	420
ソ フ ト ウ ェ ア	227,938	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15,081
の れ ん	1,972	債 券 払 戻 損 失 引 当 金	15,229
リ ー ス 資 産	3,197	特 別 法 上 の 引 当 金	13,344
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	209,813	繰 延 税 金 負 債	1,382
繰 延 税 金 資 産	488,769	繰 延 税 金 負 債	17,599
支 払 承 諾 見 返	3,673,339	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	98,415
貸 倒 引 当 金	△ 760,762	支 払 承 諾	3,673,339
投 資 損 失 引 当 金	△ 25	負 債 の 部 合 計	154,188,007
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	2,181,375
		資 本 剰 余 金	937,680
		利 益 剰 余 金	1,132,351
		自 己 株 式	△ 3,196
		株 主 資 本 合 計	4,248,209
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 21,648
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	68,769
		土 地 再 評 価 差 額 金	137,707
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 103,921
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	80,906
		新 株 予 約 権	2,754
		少 数 株 主 持 分	2,292,128
		純 資 産 の 部 合 計	6,623,999
資 産 の 部 合 計	160,812,006	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	160,812,006

連結損益計算書 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常	収	2,716,791
資金運用	収益	1,457,687
貸出金利	利息	900,011
有価証券利息	配当金	356,583
コールローン利息	及び買入手形利息	5,062
買現先	利息	38,975
債券貸借取引	受入利息	9,479
預け金	利息	10,940
その他の受入	利息	136,633
信託	報酬	49,388
役員務取引等	収益	562,485
特定の取引	収益	243,983
その他の業務	収益	307,276
その他の経常	収益	95,970
経常	費用	2,128,292
資金調達	費用	348,242
預金	利息	108,844
譲渡性預金	利息	24,267
債券	利息	6,533
コールマネー	利息及び売渡手形利息	8,572
売現先	利息	47,800
債券貸借取引	支払利息	14,089
コマシャル・ペーパー	利息	121
借入金	利息	30,616
短期社債	利息	1,950
社債	利息	83,299
その他の支払	利息	22,146
役員務取引等	費用	95,693
その他の業務	費用	143,596
営業	費用	1,285,815
その他の経常	費用	254,945
経常	利益	588,498
特別	利益	60,242
固定資産処分	利益	96
貸倒引当金戻入	利益	20,325
償却債権取立	利益	36,495
金融商品取引責任準備金取崩	額	766
その他の特別	利益	2,557
特別	損失	13,315
固定資産処分	損失	4,917
減損	損失	3,546
その他の特別	損失	4,852
税金等調整前当期純	利益	635,425
法人税、住民税及び事業	税	18,336
法人税等調整	額	120,123
法人税等	合計	138,460
少数株主損益調整前当期純	利益	496,965
少数株主	利益	83,736
当期純	利益	413,228

〈連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 152社

主要な会社名

株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

なお、Eurekahedge Pte. LTD 他8社は、株式の取得等により当連結会計年度から連結しております。

また、Mizuho Corporate Bank (Germany) Aktiengesellschaft 他18社は、清算等により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 22社

主要な会社名

株式会社オリエントコーポレーション
株式会社千葉興業銀行

なお、株式会社オリエントコーポレーション他1社は、優先株式の取得請求権を行使したこと等により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。

また、三豊証券株式会社は、株式の売却により持分法の対象から除いております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

6月最終営業日の前日	7社
9月末日	1社
12月29日	18社
12月末日	59社
3月末日	67社

②6月最終営業日の前日及び12月29日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。9月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

①開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結される子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております。）23社に係る借入及びコマニシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社23社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は2,146,309百万円、負債総額（単純合算）は2,145,260百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

②当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高

貸出金	1,701,545百万円
信用枠及び流動性枠	427,325百万円
主な損益	
貸出金利息	12,887百万円
役務取引等収益	2,271百万円

(5) のれんの償却に関する事項

Eurekahedge Pte. LTD に係るのれんについては、10年間の均等償却を行っております。その他ののれんについては、金額的に重要性が乏しいため、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

② 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③ 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

④ 社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は416,313百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金721百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者等からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(14) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(16) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は16,874百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は13,984百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッ

ジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社・子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は3,081百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去債務の変動額は6,555百万円であります。

(持分法に関する会計基準)

当連結会計年度から、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

追加情報

(スプレッド方式による新株式発行)

平成22年7月21日を払込期日とする募集による新株式発行（5,609,000千株）は、当初買取引受会社が払込金額（1株当たり125.27円）にて買取引受けを行い、引受会社がこれを払込金額と異なる発行価格（1株当たり130円）で投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では、払込金額の総額と発行価格の総額の差額は当初買取引受会社の手取金とし、当該手取金は引受会社の引受手数料として各引受会社に分配されます。従って、その他経常費用には本発行に係る引受手数料相当額26,530百万円は含まれておりません。

なお、連結される子会社及び子法人等が利益計上した当該引受手数料相当額9,734百万円を消去し、資本剰余金の増加として処理しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有価証券には、非連結子会社・子法人等及び関連法人等の株式209,145百万円及び出資金421百万円を含んでおります。
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,198百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は9,428,034百万円、再貸付に供している有価証券は18,741百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,961,545百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は46,116百万円、延滞債権額は660,718百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,034百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は496,991百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,228,859百万円であります。
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
 これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は734,051百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	130百万円
特定取引資産	6,255,353百万円
有価証券	18,571,019百万円
貸出金	9,376,342百万円
その他資産	19,815百万円
有形固定資産	126百万円
担保資産に対応する債務	
預金	824,972百万円
コールマネー及び売渡手形	1,878,300百万円
売現先勘定	4,608,710百万円
債券貸借取引受入担保金	4,628,424百万円
借入金	14,198,742百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」17,658百万円、「特定取引資産」189,100百万円、「有価証券」2,363,237百万円、「貸出金」45,307百万円を差し入れております。

非連結子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は106,814百万円、デリバティブ取引差入担保金は247,600百万円、先物取引差入証拠金は33,492百万円、その他の証拠金等は35,782百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、58,034,077百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が51,102,222百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--------------------|------------|
| 11. 有形固定資産の減価償却累計額 | 799,355百万円 |
| 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 37,126百万円 |
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金644,329百万円が含まれております。
 14. 社債には、劣後特約付社債1,710,361百万円が含まれております。
 15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託836,285百万円、貸付信託383百万円であります。
 16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,032,321百万円であります。
 17. 1株当たりの純資産額
- | | |
|---------|--|
| 177円53銭 | |
|---------|--|
18. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
- | | |
|------|--|
| 2百万円 | |
|------|--|
19. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額
- | | |
|------|--|
| 3百万円 | |
|------|--|

20. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,207,229百万円
年金資産（時価）	1,215,987
未積立退職給付債務	8,757
未認識数理計算上の差異	420,438
連結貸借対照表計上額の純額	429,196
前払年金費用	464,812
退職給付引当金	△35,615

21. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第一基準） 15.30%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益54,712百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却94,420百万円、貸出金償却71,659百万円、株式等売却損29,006百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載した資産除去債務に関する会計基準の適用による期首影響額3,091百万円、ソフトウェアの減価償却期間短縮に伴う臨時償却費1,761百万円であります。
4. 1株当たり当期純利益金額 20円47銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 19円27銭
6. 銀行法施行規則第18条第4項に規定する連結財務諸表における包括利益の金額 266,668百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当社グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また一部の連結される子会社及び子法人等では証券関連業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的等で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク（市場リスク）に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当社グループが保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当社グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当社グループは晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①リスク管理への取り組み

当社グループでは、グループ全体及びグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当社グループでは、各種リスク管理の明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当社グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当社グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

②総合的なリスク管理

当社グループでは、当社グループが保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、当社グループでは、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、当社が主要グループ会社に対してリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当社グループ及び主要グループ会社は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、各社内を取締役会等で報告しております。

③信用リスクの管理

当社グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、

信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう一つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

当社グループでは、取締役会が信用リスクに関する重要な事項を決定し、頭取・社長が信用リスク管理を統括しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、信用リスク管理にかかわる基本的な方針や当社グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング等について、総合的に審議・調整等を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は協働して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用VAR）、及び信用VARと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する貸倒損失の可能性を管理しております。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っております。

主要グループ会社では、当社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、各社の経営政策委員会において、おのおのクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行っております。

主要グループ会社のリスク管理担当役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。信用リスク管理担当部署は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査担当部署は、各社で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針等の決定や案件の決裁を行っております。また、牽制機能強化の観点から、業務部門から独立した内部監査部門において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

④市場リスクの管理

当社では、取締役会が市場リスクに関する重要事項を決定します。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMにかかわる基本的な方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行っております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。総合リスク管理部は、当社グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、主要グループ会社のリスク状況等を把握し、社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、VARによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

主要グループ会社では、当社で定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については、基本方針に則り、取締役会が決定し、頭取・社長が市場リスク管理を統括しております。また、当社グループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、当社から配賦されるリスクキャピタルに応じて諸リミットを設定し管理しております。市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置するなど、主要グループ各社においても当社と同様の管理を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く体制としています。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュエーション）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

⑤市場リスクの状況

i. バンキング業務

当グループのバンキング業務における市場リスク量（VAR）の状況は以下のとおりとなっております。

バンキング業務のVARの状況

（単位：億円）

	当連結会計年度	
	（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
年度末日		2,113
最大値		2,276
最小値		1,378
平均値		1,886

【バンキング業務の定義】

トレーディング業務及び政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

(1) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

(2) 株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しています。

【バンキング業務のVARの計測手法】

線形リスク：分散・共分散法

非線形リスク：モンテカルロシミュレーション法

VAR：線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準：①信頼区間 片側99% ②保有期間 1カ月 ③観測期間 1年

ii. トレーディング業務

当グループのトレーディング業務における市場リスク量（VAR）の状況は以下のとおりとなっております。

トレーディング業務のVARの状況

（単位：億円）

	当連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
年度末日	36
最大値	38
最小値	22
平均値	29

【トレーディング業務の定義】

- (1) 短期の転売を意図して保有される取引
- (2) 現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引
- (3) (1) と (2) の両方の側面を持つ取引
- (4) 顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

【トレーディング業務のVARの計測手法】

線形リスク：分散・共分散法

非線形リスク：モンテカルロシミュレーション法

VAR：線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準：①信頼区間 片側99% ②保有期間 1日 ③観測期間 1年

iii. 政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、VAR及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数TOPIX1%の変化に対する感応度）は257億円です。

iv. VARによるリスク管理

VARは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、VARの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・VARの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・過去の市場の変動をもとに推計したVARの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提としているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、VARの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当社でVARの計測手法として使用している分散・共分散法は、市場の変動が正規分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。また、一般的に金利上昇と株価上昇は同時に起こりやすいといった相関関係についても、金利上昇と株価下落が同時に発生する等、通常の相関関係が崩れる場合にリスクを過小に評価する可能性があります。

当社では、VARによる市場リスク計測の有効性をVARと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、VARに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

⑥資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの流動性リスク管理体制は、基本的に前述「④市場リスクの管理」の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、財務・主計グループ長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、当社では財務企画部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議及び社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。流動性リスクに関するリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整及び経営会議の審議を経て社長が決定します。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当社グループの資金繰りに影響を与える「緊急事態」が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金 (*1)	9,950,144	9,950,144	-
(2) コールローン及び買入手形 (*1)	375,255	375,255	-
(3) 買現先勘定	7,467,309	7,467,309	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	6,541,512	6,541,512	-
(5) 買入金銭債権 (*1)	1,667,151	1,665,020	△2,130
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	9,497,860	9,497,860	-
(7) 金銭の信託 (*1)	122,233	122,233	-
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,202,123	1,208,220	6,097
その他有価証券	42,932,743	42,932,743	-
(9) 貸出金	62,777,757		
貸倒引当金 (*1)	△654,284		
	62,123,472	62,463,480	340,007
資産計	141,879,804	142,223,779	343,974
(1) 預金	79,233,922	79,184,769	△49,153
(2) 譲渡性預金	9,650,236	9,649,914	△322
(3) 債券	740,932	735,366	△5,566
(4) コールマネー及び売渡手形	5,095,412	5,095,412	-
(5) 売現先勘定	11,656,119	11,656,119	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	5,488,585	5,488,585	-
(7) 特定取引負債			
売付商品債券等	4,249,792	4,249,792	-
(8) 借入金	15,969,385	15,987,515	18,130
(9) 社債	5,110,947	5,204,422	93,474
負債計	137,195,334	137,251,897	56,563
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	737,937		
ヘッジ会計が適用されているもの	238,832		
貸倒引当金 (*1)	△46,203		
デリバティブ取引計	930,567	930,567	-

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。それ以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、実際の売

買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいことから、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況が継続していることから、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券

債券については、市場価格のある債券は市場価格によっており、市場価格のない債券は一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的の売付商品債券、売付債券については、市場価格等によっております。

(8) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 社債

当社及び連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式(*1)	280,340
②組合出資金(*2)	156,965
③その他	399
合計(*3)	437,704

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 当連結会計年度において、15,562百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

売買目的有価証券	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
	△57,702

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	900,324	907,685	7,360
	社債	1,508	1,513	5
	小計	901,832	909,198	7,365
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	300,290	299,022	△1,268
	小計	300,290	299,022	△1,268
合計		1,202,123	1,208,220	6,097

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,496,300	1,039,885	456,414
	債券	15,475,956	15,383,770	92,186
	国債	13,790,717	13,738,553	52,164
	地方債	108,479	106,340	2,139
	社債	1,576,759	1,538,876	37,883
	その他	2,483,620	2,380,710	102,909
	外国債券	1,494,720	1,462,783	31,936
	買入金銭債権	536,345	519,822	16,522
	その他	452,554	398,104	54,450
	小計	19,455,877	18,804,366	651,510
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,144,399	1,395,079	△250,680
	債券	17,996,922	18,100,443	△103,520
	国債	15,498,867	15,549,952	△51,085
	地方債	121,689	123,099	△1,410
	社債	2,376,366	2,427,391	△51,025
	その他	5,548,785	5,846,728	△297,943
	外国債券	4,307,045	4,446,184	△139,139
	買入金銭債権	531,316	556,034	△24,718
	その他	710,423	844,509	△134,085
	小計	24,690,108	25,342,251	△652,143
合計	44,145,985	44,146,618	△632	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、1,242百万円（損失）であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	187,355	36,581	12,925
債券	49,916,098	101,529	23,598
国債	48,472,744	82,171	20,357
地方債	77,817	989	238
社債	1,365,536	18,369	3,002
その他	20,204,651	154,937	90,808
合計	70,308,105	293,049	127,332

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はございません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、83,641百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	121,282	-

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	984	1,017	△32	-	△32

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 1,367百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① スtock・オプションの内容

	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名	当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員 71名
株式の種類別のStock ・オプションの数(注)	普通株式 5,409,000株	普通株式 5,835,000株	普通株式 6,808,000株
付与日	平成21年2月16日	平成21年9月25日	平成22年8月26日
権利確定条件	当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレート銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左	同左
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日	自 平成21年9月28日 至 平成41年9月25日	自 平成22年8月27日 至 平成42年8月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	3,455,000	5,835,000	—
付与	—	—	6,808,000
失効	—	—	—
権利確定	1,707,000	2,157,000	162,000
未確定残	1,748,000	3,678,000	6,646,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	1,707,000	2,157,000	162,000
権利行使	1,667,000	2,093,000	—
失効	—	—	—
未行使残	40,000	64,000	162,000

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	161円94銭	165円96銭	—
付与日における公正な 評価単価	1株につき190円91銭	1株につき168円69銭	1株につき119円52銭

③ スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社みずほフィナンシャルグループ第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法
(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

ブラック・ショールズ・モデル

		株式会社みずほフィナンシャルグループ 第3回新株予約権
株価変動性	(注) 1	59.549%
予想残存期間	(注) 2	2.00年
予想配当	(注) 3	1株につき6円
無リスク利率	(注) 4	0.129%

(注) 1. 割当日前営業日（平成22年8月25日）から予想残存期間（2.00年）に相当する過去104週分の当社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 当社及び割当対象子会社の役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 平成23年3月期の普通株式予想配当によります。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(2) みずほ信託銀行株式会社

①ストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 7名 同社の執行役員 20名	同社の取締役 7名 同社の執行役員 18名	同社の取締役 7名 同社の執行役員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,695,000株	普通株式 1,744,000株	普通株式 2,586,000株
付与日	平成21年2月16日	平成21年7月10日	平成22年7月8日
権利確定条件	みずほ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左	同左
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	1,080,000	1,744,000	—
付与	—	—	2,586,000
失効	—	—	—
権利確定	390,000	456,000	—
未確定残	690,000	1,288,000	2,586,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	390,000	456,000	—
権利行使	390,000	456,000	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	83円53銭	83円26銭	—
付与日における公正な評価単価	1株につき91円49銭	1株につき110円00銭	1株につき70円03銭

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ信託銀行株式会社第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権	
株価変動性 (注) 1	47.665%	
予想残存期間 (注) 2	2.00年	
予想配当 (注) 3	1株につき1円00銭	
無リスク利率 (注) 4	0.151%	

(注) 1. 割当日前営業日(平成22年7月7日)から予想残存期間(2.00年)に相当する過去104週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 同社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 割当日前営業日(平成22年7月7日)における平成23年3月期の普通株配当予想額によっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(3) みずほ証券株式会社

①ストック・オプションの内容

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権	みずほ証券株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	同社の取締役 8名 同社の執行役員 60名	同社の取締役 9名 同社の執行役員 41名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,217,000株	普通株式 1,972,000株
付与日	平成21年8月18日	平成22年7月9日
権利確定条件	同左 みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。但し、同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した後、引続き同社の取締役又は執行役員に就任する場合はこの限りではなく、最終的に同社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものとする。	
対象勤務期間	自 平成21年7月1日 至 平成22年3月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成21年8月19日 至 平成41年8月18日	自 平成22年7月10日 至 平成42年7月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権	みずほ証券株式会社 第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,165,000	—
付与	—	1,972,000
失効	—	14,000
権利確定	444,000	58,000
未確定残	721,000	1,900,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	34,000	—
権利確定	444,000	58,000
権利行使	478,000	58,000
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

(ロ) 単価情報

	みずほ証券株式会社 第2回新株予約権	みずほ証券株式会社 第3回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	252円77銭	233円86銭
付与日における公正な評価単価	1株につき306円21銭	1株につき190円28銭

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ証券株式会社第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法

ブラック・ショールズ・モデル

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

		みずほ証券株式会社 第3回新株予約権
株価変動性	(注) 1	50.47%
予想残存期間	(注) 2	3.27年
予想配当	(注) 3	1株につき5円
無リスク利率	(注) 4	0.178%

(注) 1. 割当日前営業日(平成22年7月8日)から予想残存期間(3.27年)に相当する過去171週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 同社従業員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3. 平成21年5月7日の合併を考慮し、過去の実績配当等に基づき見積もっております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(重要な後発事象)

1. 株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)、及びみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」)は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほ信託銀行を株式交換により、みずほフィナンシャルグループの完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほ信託銀行の普通株式は東京証券取引所市場及び大阪証券取引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

- | | |
|---------------|---|
| ①株式交換完全子会社の名称 | みずほ信託銀行 |
| ②事業の内容 | 信託銀行業 |
| ③株式交換の効力発生日 | 平成23年9月1日予定 |
| ④株式交換の法的形式 | 会社法第767条に基づき、みずほフィナンシャルグループを株式交換完全親会社とし、みずほ信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換。 |
| ⑤株式交換の主な目的 | みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ確実に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。 |

(2) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

①株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	みずほ信託銀行 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.54

②算定方法

みずほフィナンシャルグループ及びみずほ信託銀行は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ信託銀行の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ信託銀行の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ信託銀行は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

③交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：823,462,056株(予定)

2. 株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)、株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)、及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほ証券を株式交換により、みずほコーポレート銀行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほ証券の普通株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古屋証券取引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

- | | |
|---------------|--|
| ①株式交換完全子会社の名称 | みずほ証券 |
| ②事業の内容 | 金融商品取引業 |
| ③株式交換の効力発生日 | 平成23年9月1日予定 |
| ④株式交換の法的形式 | 会社法第767条に基づき、みずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社とし、みずほ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 |

⑤株式交換の主な目的

みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②当グループの強みである総合金融サービスをこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

(2) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

①株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社であるみずほ コーポレート銀行の完全親会社)	みずほ証券 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	1.48

②算定方法

みずほフィナンシャルグループ、みずほコーポレート銀行及びみずほ証券は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ証券の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ証券の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ、みずほコーポレート銀行及びみずほ証券は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

③交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：958,035,295株（予定）

3. 株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」）、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）、及びみずほインベスターズ証券株式会社（以下「みずほインベスターズ証券」）は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほインベスターズ証券を株式交換により、みずほ銀行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほインベスターズ証券の普通株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古屋証券取引所市場において上場廃止（最終売買日は平成23年8月26日）となる予定です。

(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的

- ①株式交換完全子会社の名称 みずほインベスターズ証券
 ②事業の内容 金融商品取引業
 ③株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定
 ④株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、みずほ銀行を株式交換完全親会社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。

⑤株式交換の主な目的

みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②当グループの強みである総合金融サービスをこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

(2) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

①株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社である みずほ銀行の完全親会社)	みずほインベスターズ証券 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.56

②算定方法

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

③交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：322,951,927株（予定）

4. 当社は、平成23年5月13日に、当社グループの海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は、以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 発行体 | Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limited |
| (2) 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| (3) 償還総額 | 5億ユーロ |
| (4) 償還予定日 | 平成23年6月30日 |
| (5) 償還理由 | 任意償還期日到来による |